

## U I J ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長野県と県内市町村とが共同して実施するU I J ターン就業・創業移住支援事業（以下「移住支援事業・マッチング支援事業」という。）及び地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に関し、基本的な枠組みを定めるものとする。

### (事業の実施)

第2 長野県版総合戦略「しあわせ信州創造プラン 2.0」及び県内の市町村の市町村版総合戦略に基づき、長野県内の担い手不足の解消と移住の促進に資するため、長野県と市町村とが共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施する。

### (地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長野県と市町村とが共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金（以下「推進交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、長野県が代表して行うものとする。

### (各事業の概要)

第4 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業の概要は、次のとおりである。

#### 1 移住支援事業

長野県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県又は大阪府から移住して、就業又は創業等をしようとする者が、移住支援金の要件を満たす場合に、長野県とその者の居住地の市町村とが共同して、移住支援金を給付する。

#### 2 マッチング支援事業

長野県は、東京圏、愛知県又は大阪府の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 6 項の募集情報等提供を行う事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報の当該インターネットサイトへの掲載を行う。

#### 3 創業支援事業

長野県は、支援機関を設置して社会的事業を行う者を支援し、必要な経費の一部を補助するとともに伴走支援を行う。

なお、社会的事業を行う者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

##### (1) 新たに創業する者

- (2) 事業承継又は第二創業する者（ただし Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る）

（移住支援事業・マッチング支援事業）

第5 移住支援事業・マッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

(1) 分担

ア 長野県は、事業の制度設計・全体管理、推進交付金の交付申請、実績報告、受領及び返納等に係る国との窓口・調整業務を担うものとする。

イ 市町村は、移住支援金に関する業務（移住者からの交付申請の受付、支給要件の確認、支給、定着の確認、債権管理）及び移住者支援施策の調整を担うものとする。

(2) 移住支援金の支給及び返還

ア 移住支援金の支給

市町村は、(ア)に定める要件を満たす者のうち、(イ)又は(ウ)に定める要件を満たす就職又は創業等をした者の申請に基づき、(ウ)に定める手続により、2人以上の世帯（(エ)に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）にあつては最大100万円、単身の世帯にあつては最大60万円の移住支援金を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(ア) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。また、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した者については、当該通学に係る期間を通算することができる。

b 移住先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 長野県内に転入したこと。

(b) 推進交付金の交付決定がされた後であつて、この要領が施行された日以降に転入したこと。

(c) 移住支援金の交付申請が、居住地の市町村への転入後3か月以上1年以内の期間になされたものであること。

(d) 長野県内に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

c その他の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(b) 日本人、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(c) その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(イ) 就業に関する要件

次に掲げる(A)から(D)までのいずれかに該当すること。

(A) 一般の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

b 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(2(1)に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。)に掲載している求人に応募して採用されたものであること。

c 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。

d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)に規定する企業等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

e bの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

f 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(B) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

c 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(C) テレワーカーの場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。
- b 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(D) 関係人口の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 市町村長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの
  - (a) 移住先市町村に通学、通勤又は居住をしたことがある者
  - (b) 移住先市町村にふるさと納税をしたことがある者
  - (c) 移住先市町村で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
  - (d) 移住先市町村で地域活動に参画したことがある者
  - (e) 県又は移住先市町村の移住施策に参画したことがある者
  - (f) (a)から(f)までに掲げるもののほか、市町村長が特に認める者
- b 次のいずれかに該当する企業に就業している者
  - (a) 2(1)に掲げる要件のいずれにも該当する企業等
  - (b) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- c 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者
  - (a) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
  - (b) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。
  - (c) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
  - (d) 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
  - (e) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ウ) 創業等に関する要件

第6に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

(エ) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、この要領が施行された日以降であって、市町村が指定する日以降に転入したこと。

- d 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、移住支援金の交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- e 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(オ) 申請及び支給の手続

a 移住者が行う移住支援金交付申請

(a) 就業者(ア)及び(イ)に定める要件を満たす者をいう。)であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、対象企業等に継続して3か月以上在職又はテレワークをし、かつ、居住地である市町村への転入後3か月以上1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)に、対象企業等から交付を受けた「就業証明書」(様式第2号)、本人確認書類並びに(ア)及び(イ)の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

(b) 創業者等(ア)及び(ウ)に定める要件を満たす者をいう。)であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、創業支援金の交付決定の日から1年以内であって、かつ、居住地である市町村への転入後3か月以上1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)に、本人確認書類並びに(ア)及び(ウ)の要件を満たすことを証する書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

b 市町村が行う移住支援事業補助金交付申請

市町村は、移住支援金交付申請希望者から「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)の提出があったときは、県に対し「U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書」(補助金交付要綱「様式第1号」)により、補助金の交付申請を行うものとする。

c 支給

市町村は、移住支援金の交付決定を受けた場合において、aの申請が(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)又は(ウ)の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書(様式第3号)を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

イ 移住支援金の返還

(ア) 返還要件

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると県及び居住市町村が認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を

辞した日から3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

市町村は、やむを得ない事情があると認め、返還を請求しないものとする場合は、あらかじめ県に協議し、その承認を得るものとする。

a 全額の返還

(a) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

(b) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

(c) 創業支援金の交付決定を取り消された場合

b 半額の返還

移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

(イ) 債権の回収

移住支援金の受給者が、当該移住支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住支援金に係る債権回収については、当該移住支援金を支給した市町村が行うものとする。

(ウ) 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金に係る国及び県の補助額については、当該移住支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県に（国庫補助金相当額については県を通じて国に）返還するものとする。

ウ 継続就業、継続居住の確認

(ア) 継続就業の確認

a 移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の受給者に対し、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

b 移住支援金の受給者は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金の支給市町村に提出しなければならない。

(イ) 継続居住の確認

移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。この場合において、当該受給者が県内の他の市町村に転出したときは、当該他の市町村に対し、当該受給者の住所の確認を依頼するものとする。

エ 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の登録及び交付申請に関する情報、移住支援金受給者の就業先に関する情報並びに移住支援金返還対象者に関する情報を、速やかに長野県と共有するものとする。

また、長野県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報を、速やかに関係

する市町村と共有するものとする。

## 2 マッチング支援事業

### (1) マッチングサイトの開設・運営

長野県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等の求人情報及び居住地に関する情報等を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

ア 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 資本金の額が 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね 50 億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

ウ みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金 10 億円以上でないものとみなす。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

(ウ) 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

エ 本店所在地が長野県内にある法人であること。

オ 雇用保険の適用事業主であること。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。

キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

ク 県税の未納がないこと。

### (2) 移住支援金の対象企業等の登録

長野県は、(1)に定める要件を満たす企業等を、その申請により、移住支援金に係る就業先の対象となる企業等（以下「対象企業等」という。）として登録するものとする。

#### ア 対象企業等の登録申請

対象企業等としての登録を受けようとする者は、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録申請書（様式第 5 号）に、(1)に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、長野県に申請しなければならない。

#### イ 対象企業等の登録

長野県は、アの申請が(1)に定める要件を満たすと認めるときは、対象企業等の登録を行うものとする。

#### ウ 対象企業等の登録取消し

長野県は、イにより登録を受けた対象企業等（以下「登録企業等」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該登録企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

(ア) アの申請書に虚偽の記載があった場合

(イ) (1)に掲げる要件を満たさなくなった場合

(ウ) 重大な法令違反行為を行った場合

エ 登録企業等の登録変更

登録企業等は、その法人名、法人の代表者、本社所在地、資本金のいずれかに変更が生じたときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録変更申請書（様式第6号）に、その変更を証する書類を添えて、長野県に申請しなければならない。

オ 登録企業等の登録抹消

登録企業等は、その登録の抹消を希望するときは、マッチング支援事業における移住支援金対象企業等に係る登録抹消申請書（様式第7号）により、長野県に申請しなければならない。この場合において、長野県は、当該申請についてやむを得ないと認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(3) 効果的な求人情報の作成支援

長野県は、対象企業等が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載することができるよう、長野県が依頼した人材紹介会社、金融機関、経済団体等による、求人情報に係るセミナー等の開催、その他の支援を行うものとする。

(4) 対象企業等及び掲載求人情報に係る情報共有

長野県は、マッチング支援における対象企業等及び掲載求人情報を、市町村と共有するものとする。

(創業支援事業)

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給

長野県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の創業等を行う者に対して、当該事業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

①新たに創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

イ 長野県内に居住していること、若しくは創業支援事業の事業期間完了日までに長野県内に居住することを予定していること。

ウ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者。



エ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

②事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 本事業の公募開始日以降、創業支援事業の補助事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

イ ①イに掲げる要件のとおり

ウ 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を県内で行う者。

エ ①エに掲げる要件のとおり

オ ①オに掲げる要件のとおり

(2) 対象となる事業に関する要件

①新たに創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 社会的事業の要件

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(ア) 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

イ 長野県の管内で実施する事業であること。

ウ 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

②事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 社会的事業の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

(ア) Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ本県の地域社会が抱える地域課題の解決に資すること（社会性）

(イ) ①ア(イ)に掲げる要件のとおり

(ウ) ①ア(ウ)に掲げる要件のとおり

イ ①イに掲げる要件のとおり

ウ 本事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

エ ①エに掲げる要件のとおり

オ ①オに掲げる要件のとおり

(3) 対象経費

本支援金対象者が対象事業を実施するために要する経費  
人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1 (1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を長野県に提出しなければならない。

(2) 交付

長野県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て長野県が(1)の申請が1 (1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

長野県は、創業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1及び2の業務を行う執行団体（事務局）を置くこととする。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金のうち、東京23区在住者又は東京圏在住者で東京23区通勤者に係るものの地方負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 移住支援金のうち、東京圏在住者（東京23区在住者及び東京23区通勤者を除く。）並びに愛知県及び大阪府在住者に係るものの負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

3 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

(協力)

第8 長野県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業の実施に必要な事項は、長野県と市町村が協議して定める。

附 則

- この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- この要領は、令和元年7月22日から実施する。
- この要領は、令和元年8月21日から実施する。
- この要領は、令和2年2月19日から実施する。
- この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- この要領は、令和2年7月28日から実施する。
- この要領は、令和2年12月10日から実施する。
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。